保護者各位

西東京市子育て支援部 保育課長 海老澤 功

### 緊急事態宣言の解除に伴う保育の再開決定と感染防止対策について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休園及び特別保育の実施につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。 皆様のご協力を賜り、今日まで園児や職員に一人の新型コロナウイルス感染者を出すことなく園を運営することができました。改めて、御礼申し上げます。

<u>昨夜、国による緊急事態解除宣言及び東京都緊急事態措置が終了したことを受け、5月</u> 28日(木)より保育の利用を再開することを正式に決定しましたので、お知らせします。

しかしながら、東京都から引き続き外出自粛、休業要請等がなされていることを踏まえ、 当面の間、会社等のお休みが可能な場合は極力、登園自粛にご協力ください。また、今後 も感染防止策の徹底を継続する必要がありますので、引き続き、感染防止のための取り組 みにご協力をお願いいたします。

保護者の皆様には、ご負担・ご不便をおかけすることがあると思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、お子さまの健康と安全を守りながら皆様に必要な保育の提供を継続していくため、対策の徹底にご協力をお願いいたします。

記

#### 1.保育施設の再開について

緊急事態宣言が5月25日(月)に解除されましたので、5月28日(木)より保育が必要となるご家庭は保育の利用を再開ください。また、一斉の登園再開による密を避けるため、可能な世帯につきましては、6月1日(月)以降の登園開始にご協力いただき、可能な限り登園開始の時期を分散いただけますようお願いいたします。

保育施設の再開後、<u>登園を開始する場合は、利用日の 2 開園日前(6月 | 日(月)利</u> 用再開の場合は 5 月 29 日(金))までに、在園の保育所等にお電話等で、保育の利用 が必要になる旨と必要な日数などをお申し出ください。

### 2. 感染拡大防止のためのルールについて

保育施設は感染症予防策を実施したうえで再開いたします。保護者の皆様におかれましては、保育園に新型コロナウイルスを持ち込ませないため、別紙の「保育施設における感染拡大防止のための留意点」をご確認いただき、ルールを守ったご利用をお願いします。

#### 3.感染拡大防止のための登園自粛等のお願い

保育施設は、その性質上「密」を避けることができず、これまで取り組んできた以上の感染予防対策を行うことができません。感染のリスクを抑えるためには、登園人数を通常よりも少なくすることが重要です。そのため、可能な範囲での登園自粛をお願いいたします。なお、登園自粛要請の終了時期については、市立小中学校の通常授業再開なども参考にしつつ、改めてお知らせいたします。

### (1) 家庭での保育が可能な場合の登園自粛について

感染のリスクを抑制するため、育児休業中や在宅ワーク、求職中等で自宅にてお子様を見ることができる家庭については、引き続きご家庭での保育にご協力をお願いいたします。保育を利用する場合でも、登園日数を少なくするなど、できる範囲でご協力をお願いいたします。

#### (2) 登降園時間の分散への協力について

朝夕の登降園の際の密を避けるため、時差通勤や、在宅ワークによる通勤時間の変更などにより、登園・お迎えの時間の調整ができる場合は、保育園と相談のうえ、分散登園にご協力ください。

※ 保育施設の再開にあたり、改めて各保育施設より、現在の就労状況や必要な保育時間をご確認させていただきます。必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合がございますのでご了承ください。

### 4.保育料の扱いについて

- (I) 6月の保育料については、登園自粛にご協力いただいた場合、欠席日数に応じて日割りにて減免いたします。減免分は 8 月以降の保育料に充当する形で精算いたします。
- (2) 4月・5月分に登園自粛にご協力をいただきました分の保育料減免額に関しましては、6月・7月の保育料に充当する予定です。園からの実績報告に基づき、減免措置を行います。6月中旬には減免額等についてお知らせする予定です。
- ※小規模保育事業等の場合は、精算方法が異なる場合がございますので、各施設にご確認ください

## 5. 育児休業からの復職日の延長等について

登園自粛要請の継続に伴い、6月末としておりました育児休業からの<u>復職の期限を7</u> <u>月末まで再延長します</u>。育休の延長を行った場合は、復職予定日の I ~2 週間前からの み、慣らし保育を受け付けます。

また、求職活動によるご利用で自粛にご協力いただける場合には、求職要件での在園の期間を9月末までといたします(7月から求職活動を再開する意思がある場合に限ります)。

### 6.休園(欠席)期間の特例について

休園(欠席)が 2 か月を超えた場合でも、上記復職日の延長の取り扱いと同様に、7 月末までは退所の扱いといたしません。

# 7. 今後のお知らせについて

市立小中学校の授業再開などにあわせ、都度保育園における対応をお知らせしていきます。今後とも保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 西東京市子育て支援部保育課保育係 電話:042-460-9842